

危険物 Q & A 集

整理番号	23	区分	貯蔵・取扱い	B	1
質問	<p>セルフ式ガソリンスタンドにおいて、自分でガソリンを容器に詰め替えることはできますか。</p>				
回答	<p>できません。</p> <p>セルフ式ガソリンスタンドにおいて自分で行える行為は、固定給油設備（計量器）を使用してガソリンや軽油を自動車等の燃料タンクに直接給油する行為と固定注油設備を使用して、灯油又は軽油を容器に詰め替える行為に限られています。</p> <p>なお、ガソリンスタンドには、放火火災等を防止するため、従業員が顧客の依頼を受けて、ガソリンを容器に詰め替える場合は、その使用目的を確認するとともに、身分証明書（顔写真のある運転免許証等）の提示などにより顧客についても確認し、記録するよう指導しています。</p>				
根拠法令等	<p>消防法 第10条第3項 危険物の規制に関する政令 第27条第6項第1の3号 危険物の規制に関する規則 第40条の3の10第1項第1号</p>				